

## 群馬県教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく群馬県教育振興基本計画の策定に当たり、広く県民、教育関係者、有識者等からの意見を聞くために、群馬県教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 群馬県教育振興基本計画の策定に関する事項
- (2) その他計画策定に当たり必要と認める事項

### (組織)

第3条 懇談会は、教育に関する学識を有する者等のうちから、群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」）が選任する。

- 2 構成員の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (懇談会)

第4条 懇談会は、教育長が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長は懇談会を進行する。
- 4 座長に事故があるときは、構成員の互選により職務代理者を定め、当該者が座長の職務を代理する。
- 5 教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を懇談会に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、群馬県教育委員会事務局総務課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。